

循環型地域社会の形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 53 号

循環型地域社会の形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

循環型地域社会の形成に関する条例施行規則（平成 15 年岩手県規則第 22 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(圏域の区域)</p> <p>第 3 条 [略]</p>	<p>(圏域の区域)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p><u>(準多量排出事業者の産業廃棄物処理計画)</u></p> <p>第 3 条の 2 <u>条例第 9 条の 2 第 1 項の規則で定める基準は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 当該事業場において現に行っている事業の概要を記載すること。</u></p> <p><u>(2) 次に掲げる事項を定めること。</u></p> <p><u>ア 計画期間</u></p> <p><u>イ 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項</u></p> <p><u>ウ 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項</u></p> <p><u>エ 産業廃棄物の分別に関する事項</u></p> <p><u>オ 産業廃棄物の再生利用に関する事項</u></p> <p><u>カ 産業廃棄物の処理に関する事項</u></p> <p><u>(3) 別に定める様式による産業廃棄物処理計画書を添付すること。</u></p> <p><u>(4) 当該年度の 6 月 30 日までに提出すること。</u></p> <p><u>(実施の状況の報告)</u></p> <p>第 3 条の 3 <u>条例第 9 条の 2 第 2 項の規定による報告は、別に定める様式による産業廃棄物処理計画実施状況報告書を翌年度の 6 月 30 日までに知事に提出することにより行うものとする。</u></p> <p><u>(提出書類の部数及び経由)</u></p> <p>第 3 条の 4 <u>第 3 条の 2 第 3 号の産業廃棄物処理計画書及び前条の産業廃棄物処理計画実施状況報告書の提出部数は、正副 2 部とし、当該計画書及び報告書は、本店又は主たる事務所若しくは事業所（以下「本店等」という。）の所在地が県内にある者にあつては当該本店等の所在地を所管する広域振興局又は地方振興局長（以下「所管広域振興局長等」という。）を経由して、当該本店等の所在地が県外にある者にあつては直接提出しなければならない。</u></p> <p><u>(計画及び実施の状況の報告の公表)</u></p> <p>第 3 条の 5 <u>条例第 9 条の 2 第 3 項の規定による公表は、同条第 1 項の計画及び同条第 2 項の規定による報告の内容を 1 年間公衆の縦覧に供することにより行うものとする。</u></p>

(認定の基準等)

第4条 [略]

2・3 [略]

4 条例第10条第2項の申請は、岩手県再生資源利用認定製品認定申請書(様式第2号)により行わなければならない。

5 条例第10条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 製品の説明書

(2) 認定の基準に適合していることを証する書類

(3) 申請者の概要を記載した書類

(認定製品の変更届)

第5条 [略]

(公表)

第6条 条例第10条第5項の公表は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

(掲示)

第7条 条例第10条第6項の掲示は、県が工事を行う場所において、立札、看板、表示板等に掲示する方法により行うものとする。

2 条例第10条第6項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) [略]

(認定の基準等)

第4条 [略]

2・3 [略]

(認定の申請)

第4条の2 条例第10条第2項の申請は、岩手県再生資源利用認定製品認定申請書(様式第2号)により行わなければならない。

2 条例第10条第2項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 製品の説明書

(2) 認定の基準に適合していることを証する書類

(3) 申請者の概要を記載した書類

(認定の更新)

第4条の3 条例第10条第4項の更新の申請は、岩手県再生資源利用認定製品認定更新申請書(様式第2号の2)により行わなければならない。

2 前項の申請には、前条第2項各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、既に知事に提出している同項各号の書類の内容に変更がないときは、その旨を申請書に記載して、当該書類の添付を省略することができる。

(認定製品の変更届等)

第5条 [略]

2 認定事業者は、認定製品の製造を廃止したときは、速やかに、岩手県再生資源利用認定製品廃止届出書(様式第3号の2)によりその旨を知事に届け出なければならない。

(公表)

第6条 条例第10条第7項の公表は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

(掲示)

第7条 条例第10条第8項の掲示は、県が工事を行う場所において、立札、看板、表示板等に掲示する方法により行うものとする。

2 条例第10条第8項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) [略]

(認定の取消し)

第9条 条例第12条の規則で定める事由は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) [略]
- (2) 認定事業者が第5条の届出をしなかった場合
- (3)・(4) [略]

(許可の取消し等の基準)

第12条 条例第19条第1項の規則で定める基準は、別表第2に掲げるとおりとする。ただし、知事が必要と認める場合には、条例第19条第1項の点数を20点の範囲内で加減することができる。

2 [略]

(廃棄物等の適正保管等)

第13条 [略]

(認定の取消し)

第9条 条例第12条の規則で定める事由は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) [略]
- (2) 認定事業者が第5条第1項の届出をしなかった場合
- (3)・(4) [略]

(許可の取消し等の基準等)

第12条 条例第19条第1項の規則で定める盛岡市の条例は、盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成6年盛岡市条例第40号)とする。

2 条例第19条第1項の規則で定める基準は、別表第2に掲げるとおりとする。ただし、知事が必要と認める場合には、同項の点数を20点の範囲内で加減することができる。

3 [略]

4 条例第19条第4項第2号の規則で定める盛岡市条例の規定は、盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第21条の2第7項、第21条の4第1項及び第21条の7第3項の規定とする。

5 条例第19条第4項第8号の規則で定めるものは、廃棄物処理法に基づく許可を申請する際、廃棄物処理法第19条の5第1項の規定により支障の除去等の措置を命じられたにもかかわらず、その措置を履行せず、履行しても十分でなく、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあっては履行しても当該期限までに完了する見込みがない者とする。

(廃棄物等の適正保管等)

第13条 [略]

(屋外保管の記録義務の対象者等)

第13条の2 条例第20条の2第1項のその事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者から除くものとして規則で定める者は、条例第2条第8号に規定する廃棄物処理施設等(以下「廃棄物処理施設等」という。)の設置者及び畜産農業、金融・保険業、宿泊業、教育・学習支援業又はサービス業(学術・開発研究機関並びに自動車修理業及び機械等修理業を除く。)を営む者とする。

2 条例第20条の2第1項の産業廃棄物から除くものとして規則で定めるものは、次に掲げる事業場において発生する産業廃棄物とする。

- (1) 飲食店(食品製造業を営む事業場を有するものを除く。)
- (2) 販売又は総務的事務(人事、労務管理、物品の発注、財産管理、経理、財務、法務その他の組織全体の管理的事務を

いう。) (これらの業務のみを行うものに限りに、下取り(物品を買い入れる際、当該物品と同一の用途に供されていた買受人の所有に属する物品を、対価の一部として、当該買入れに係る物品と引換えに売渡人に譲渡することをいう。)を伴うものその他の事業活動に伴い副次的に物品が得られるものを除く。)を行う事業場

3 条例第20条の2第1項の保管しようとする土地における産業廃棄物の最大保管量の見込みの把握及び記録は、次に掲げる区分ごとに行わなければならない。

(1) 廃棄物処理法第2条第4項第1号の廃油、廃酸及び廃アルカリ並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第2条第1項第12号に規定するばいじん(第5項において「廃油、廃酸及び廃アルカリ並びにばいじん」という。)

(2) 廃タイヤ

(3) 前2号に掲げるもの以外の産業廃棄物

4 条例第20条の2第1項の最大保管量の見込みの記録は、毎事業年度開始前(事業年度中途に屋外において産業廃棄物(第2項で定めるものを除く。次項及び第6項において同じ。))を保管する必要があるときは、当該屋外において産業廃棄物の保管を開始する前)にしなければならない。

5 条例第20条の2第2項の規則で定める量は、次の各号に掲げる産業廃棄物の区分に応じ、当該各号に定める量とする。

(1) 廃油、廃酸及び廃アルカリ並びにばいじん 重量1トン又は体積1立方メートル

(2) 廃タイヤ 100本

(3) 前2号に掲げるもの以外の産業廃棄物 重量10トン又は体積30立方メートル

6 条例第20条の2第2項の帳簿は、産業廃棄物を保管する場所ごとに、毎年4月1日から翌年3月31日まで(事業年度中途に屋外において産業廃棄物を保管する必要があるときは、当該屋外において産業廃棄物の保管を開始した日から当該事業年度の3月31日まで)の間における次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 廃棄物処理法第12条第2項に定める産業廃棄物保管基準に従い保管する場合の産業廃棄物の保管可能量

(2) 4月1日及び翌年3月31日(事業年度中途に屋外において産業廃棄物を保管する必要があるときは、当該屋外において産業廃棄物の保管を開始した日及び当該事業年度の3月31日)における産業廃棄物の保管量

(3) 産業廃棄物を搬入した場合は、その年月日、当該搬入し

(排出事業者等の確認義務等)

第15条 条例第22条第1項の確認は、次に掲げる方法により行わなければならない。

(1)・(2) [略]

2 条例第22条第2項の規定により記録した書類は、5年間これを保存しなければならない。

(廃棄物処理施設等の設置等事前協議)

第16条 [略]

2～7 [略]

8 条例第24条第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項

た産業廃棄物の種類及び数量並びに搬入後の合計保管量

(4) 産業廃棄物を搬出した場合は、その年月日、当該搬出した産業廃棄物の種類及び数量並びに搬出後の合計保管量

7 前項の帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに、前月中における同項第3号及び第4号に規定する事項について、記載を終了していなければならない。

8 条例第20条の2第1項の規定により最大保管量の見込みを記録した書類及び同条第2項の規定により記載した帳簿は、当該記録又は記載を開始した日から5年間保存しなければならない。

(排出事業者等の確認義務等)

第15条 条例第22条第1項の確認は、次に掲げる方法により行わなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 産業廃棄物の処分を委託する場合にあつては、受託者の処理施設の処理能力(産業廃棄物の埋立処分を委託する場合にあつては、当該埋立処分を行う最終処分場の残余容量を含む。)及び処理実績を確認すること。

(4) 産業廃棄物の中間処理(発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程の途中において産業廃棄物を処分することをいう。)を委託する場合にあつては、当該中間処理により生ずる産業廃棄物(以下この号において「中間処理産業廃棄物」という。)の処分を行う処理施設の確保その他中間処理産業廃棄物の適正な処分に必要な措置の実施状況を確認すること。

2 条例第22条第1項から第3項までの規定により記録した書類は、5年間これを保存しなければならない。

(産業廃棄物管理責任者の設置等)

第15条の2 条例第22条の2第1項の規則で定める事業は、電気供給業、ガス供給業、熱供給業及び水道業とする。

2 条例第22条の2第1項の産業廃棄物を生ずる事業場から除くものとして規則で定めるものは、第13条の2第2項第2号に規定する事業場とする。

3 条例第22条の2第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(2) 産業廃棄物の分別に関する事項

(3) 産業廃棄物の再生利用に関する事項

(廃棄物処理施設等の設置等事前協議)

第16条 [略]

2～7 [略]

8 条例第24条第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項(同

とする。

(1)～(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) 生活環境に対する影響

9 [略]

10 条例第24条第3項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1)・(2) [略]

(3) 自動車リサイクル施設(条例第2条第8号に規定する自動車リサイクル施設をいう。以下同じ。)にあっては、次に掲げる事項の変更を行う場合

ア・イ [略]

(4)～(6) [略]

(7) 移動式の廃棄物処理施設等(以下「移動式施設」という。)の設置、譲受け又は借受けを行う場合

(公表)

第18条 条例第27条第3項の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1)～(3) [略]

(提出書類の部数及び経由)

第20条 第16条及び前条の規定により知事に提出する書類の提出部数は、正副2部とし、当該書類は、廃棄物処理施設等の設置等の場所の所管の広域振興局又は地方振興局長(以下「所管広域振興局長等」という。)を経由して提出しなければならない。

(廃棄物処理施設等の構造基準)

条第1項又は第2項の協議に係る事業場において他に廃棄物処理施設等を設置している場合にあつては、当該廃棄物処理施設等に係る事業に関する次に掲げる事項を含む。とする。

(1)～(4) [略]

(5) 当該協議に係る産業廃棄物の種類ごとの最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該廃棄物処理施設等における処理により生じる産業廃棄物の処理を委託する場合にあつては、委託する処理の内容、予定している受託者の氏名又は名称並びに事業場の名称及びその所在地を含む。)

(6) [略]

(7) [略]

(8) 生活環境に対する影響及びその保全対策

9 [略]

10 条例第24条第3項ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1)・(2) [略]

(3) 自動車リサイクル施設にあっては、次に掲げる事項の変更を行う場合

ア・イ [略]

(4)～(6) [略]

(7) 第1号から第5号までに規定する施設であつて移動式の廃棄物処理施設等(以下「移動式施設」という。)の設置等を行う場合

(公表)

第18条 条例第27条第3項(条例第30条第7項において準用する場合を含む。)の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1)～(3) [略]

(提出書類の部数及び経由)

第20条 第16条の規定により知事に提出する書類の提出部数は、正副2部とし、当該書類は、廃棄物処理施設等の設置等の場所の所管広域振興局長等を経由して提出しなければならない。ただし、県外に駐機場所がある移動式施設に係る場合にあつては、当該書類の提出部数は1部とし、所管広域振興局長等の経由を要しない。

2 前条の規定により知事に提出する書類の提出部数は、1部とし、当該書類は、所管広域振興局長等(県外に駐機場所がある移動式施設に係る場合にあつては、知事)に提出しなければならない。

(廃棄物処理施設等の構造基準)

第21条 条例第29条第1項第7号の規則で定める技術上の基準は、次のとおりとする。ただし、移動式施設については、第1号、第2号、第4号、第8号及び第9号の規定は適用しない。

(1)～(3) [略]

(4) 廃棄物処理施設等からの排水を水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第1項の公共用水域（以下「公共用水域」という。）に放流する場合にあっては、放流先まで管渠構造であること。

(5)～(7) [略]

(8) 車両に付着した土砂等を洗い落とすことができる洗車設備が設けられていること。

(9) [略]

第22条 条例第29条第1項第7号の規則で定める技術上の基準は、前条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。

(1) 積替保管施設の技術上の基準は、次のとおりとする。

ア 原則として産業廃棄物の種類ごとに保管できる構造であること。

イ 仕切り壁及び床は、コンクリート構造とし、床面は、亀裂の発生や破損を防止するために十分な厚さであること。ただし、保管に伴い液状物が流出し、又は地下に浸透するおそれがないと認められる場合は、この限りでない。

ウ 選別場所の床面は、流出した液状物が滞留することなく排水処理設備に流入する構造であること。ただし、選別に伴い液状物が流出し、又は地下に浸透するおそれがないと認められる場合は、この限りでない。

第21条 条例第29条第1項第7号の規則で定める技術上の基準は、次のとおりとする。ただし、移動式施設については、第1号、第2号、第4号、第8号及び第9号の規定は適用しない。

(1)～(3) [略]

(4) 廃棄物処理施設等からの排水を水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号（第2条第1項の公共用水域（以下「公共用水域」という。）に放流する場合にあっては、放流先まで管渠構造で構造であること。ただし、当該廃棄物処理施設等内において排水が溢れるおそれがない場合は、開渠構造とすることができる。

(5)～(7) [略]

(8) 車両に付着した土砂等を洗い落とすことができる洗車設備が設けられていること。ただし、車両に土砂等が付着するおそれがない場合は、この限りでない。

(9) [略]

第22条 条例第29条第1項第7号の規則で定める技術上の基準は、前条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。

(1) 積替保管施設の技術上の基準は、次のとおりとする。

ア 保管場所は、原則として産業廃棄物の種類ごとに保管できる構造であること。

イ 保管場所及び選別場所の仕切り壁及び床は、コンクリート構造とし、床面は、亀裂の発生や破損を防止するために十分な厚さであること。ただし、保管又は選別に伴い液状物が流出し、又は地下に浸透するおそれがないと認められる場合は、この限りでない。

ウ 安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物（以下「管理型産業廃棄物」という。）の選別場所には、屋根その他床面に雨水等がかからないようにするための設備（仮設のものを除く。以下「屋根等」という。）が設けられていること。ただし、木くず（生活環境の保全上の支障がないものに限る。）と安定型産業廃棄物の選別場所について、屋根等の設置が著しく困難であり、かつ、当該選別場所において次のすべての基準を満たす構造の設備がある場合は、この限りでない。

(ア) 選別場所の周囲に、積み上げる高さの上限に相当する高さまで囲いが設けられているなど十分な飛散防止措置がなされていること。

(イ) 選別場所の床面は、コンクリート舗装又はアスファルト舗装であること。

(ウ) 選別場所の外部からの雨水等の流入を防止できる開

エ 液状物が流出し、又は地下に浸透するおそれのある廃棄物（廃油、廃液及びその付着物）の保管場所には、屋根、覆いその他床面に雨水等がかからないようにするための設備が設けられていること。なお、液状の廃棄物の保管場所には、防液堤、溜めます等が設けられていること。

オ 安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物の保管場所には、屋根、覆いその他床面に雨水等がかからないようにするための設備が設けられていること。

(2) 中間処理施設の技術上の基準は、次のとおりとする。

なお、中間処理施設において保管を行う場合にあっては、この号に定めるもののほか、前号の規定を準用する。

ア～キ [略]

ク 処理に伴い液状物が流出し、又は地下に浸透するおそれのある廃棄物の処理施設の技術上の基準は、次のとおりとする。

(ア) 原則として屋内に設置されていること。

(イ)～(エ) [略]

ケ [略]

(3) [略]

(廃棄物処理施設等の維持管理基準)

第23条 [略]

渠^{きよ}その他の設備が設けられていること。

(エ) 選別場所からの排水を公共用水域に放流する場合は、その水質を生活環境の保全上支障が生じないものとするため、沈殿槽その他の排水処理設備が設けられていること。

エ 選別に伴い液状物が流出し、又は地下に浸透するおそれのある産業廃棄物（廃油、廃液及びその付着物）(以下「液状等産業廃棄物」という。)の選別場所には、屋根等が設けられていること及び当該選別場所の床面には、防液堤、溜めます等が設けられていること。

オ 管理型産業廃棄物（液状等産業廃棄物を除く。）の保管場所には、屋根等が設けられていること。ただし、木くずその他生活環境の保全上の支障がない産業廃棄物を保管する場合であつて、当該保管場所について、ウ(ア)から(エ)までの規定中「選別場所」とあるのを「保管場所」と読み替えた場合において当該ウ(ア)から(エ)までの規定に定める基準をすべて満たす構造の設備があるときは、この限りでない。

カ 液状等産業廃棄物の保管場所には、屋根等が設けられていること及び当該保管場所の床面には、防液堤、溜めます等が設けられていること。ただし、屋根等これらの設備の設置が著しく困難であり、かつ、雨水等による液状物の流出又は地下浸透を防止するために十分な処理能力を有する油水分離槽を設けることその他必要な措置が講じられることが設計計算及び維持管理計画上明らかである場合は、この限りでない。

(2) 中間処理施設の技術上の基準は、次のとおりとする。

なお、中間処理施設において保管又は選別を行う場合にあっては、この号に定めるもののほか、前号の規定を準用する。

ア～キ [略]

ク 処理に伴い液状物が流出し、又は地下に浸透するおそれのある廃棄物の処理施設の技術上の基準は、次のとおりとする。

(ア) 原則として屋根等が設けられている場所に設置されていること。

(イ)～(エ) [略]

ケ [略]

(3) [略]

(廃棄物処理施設等の維持管理基準)

第23条 [略]

- 2 条例第30条第3項の施設設置者（以下この条において「施設設置者」という。）は、その設置に係る施設の構造、運転管理、維持管理等を勘案して発生の危険がある事故を想定し、同項に規定する事故防止等措置（以下この条において「事故防止等措置」という。）を講じなければならない。
- 3 施設設置者は、前項の規定により事故防止等措置を講ずる場合においては、同項の規定に基づき想定した事故の種類に応じ、次に掲げる事項をその内容としなければならない。
- (1) 事故が発生した場合の対応に係る責任体制、緊急連絡体制等事故が発生した場合において講じる措置の内容等を記載した手引書等の作成
 - (2) 事故の発生を未然に防止するための措置
 - (3) 事故が発生した場合における生活環境の保全上の支障の発生及び拡大の防止のために必要な対応及び措置
 - (4) その他知事が必要と認める事項
- 4 施設設置者は、事故防止等措置を講じ、又は変更したときは、事故防止等措置（変更）報告書（様式第18号）により、当該事故防止等措置を講じ、又は変更した日から30日以内に知事に報告しなければならない。
- 5 前項の規定により知事に提出する書類の提出部数は、1部とし、当該書類は、所管広域振興局長等（県外に駐機場所がある移動式施設に係る場合にあつては、知事）に提出しなければならない。
- 6 条例第30条第5項の規則で定める設置者は、政令第7条の2に規定する産業廃棄物処理施設の設置者とする。
- 7 条例第30条第5項の規則で定める周辺居住者等は、第16条第7項に規定する者とする。
- 8 条例第30条第5項の産業廃棄物処理施設の運営に関する事項で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。
- (1) 産業廃棄物処理施設における次に掲げる事項
 - ア 事業内容（説明を行う日から1年以内に事業の変更を予定している場合は、その変更の計画を含む。）の概要
 - イ 処理する廃棄物等の種類
 - ウ 事業の用に供する施設の種類
 - エ 設置場所及び設置年月日
 - オ 処理能力、構造及び設備の概要
 - カ 維持管理計画
 - (2) 直近の1年間における廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第12条の7の3各号に定める事項
 - (3) その他知事が必要と認める事項

第24条 条例第30条第1項第10号の規則で定める技術上の基準は、前条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。

(1) 積替保管施設の技術上の基準は、次のとおりとする。

ア 積替保管施設の床面に亀裂や破損が生じた場合は、直ちに補修すること。

イ [略]

ウ 受け入れた産業廃棄物を排出事業者ごとに保管すること。

エ 安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物は、屋内保管とすること。ただし、木くずその他の廃棄物（悪臭及び汚水が発生するものを除く。）については、保管施設の構造が次のすべての基準を満たしている場合は、屋外保管できるものとする。

(ア) 保管場所の周囲に、積み上げる高さの上限に相当する高さまで囲いが設けられているなど十分な飛散防止措置がなされていること。

(イ) 床面は、コンクリート舗装又はアスファルト舗装であること。

(ウ) 保管場所の外部からの雨水等の流入を防止できる開渠^{きよ}その他の設備が設けられていること。

(エ) 保管場所からの排水を公共用水域に放流する場合は、その水質を生活環境の保全上支障が生じないものとするため、沈殿槽その他の排水処理設備が設けられていること。

(2) 中間処理施設の技術上の基準は、次のとおりとする。
なお、中間処理施設において保管を行う場合にあっては、

9 条例第30条第5項の規則で定める方法は、第16条第9項に規定する方法とする。

10 施設設置者は、条例第30条第5項の規定による説明を行った場合は、施設運営状況説明報告書（様式第19号）により、当該説明を行った日から30日以内に知事に報告しなければならない。

11 前項の規定により知事に提出する書類の提出部数は、1部とし、当該書類は、所管広域振興局長等に提出しなければならない。

第24条 条例第30条第1項第10号の規則で定める技術上の基準は、前条に定めるもののほか、この条の定めるところによる。

(1) 積替保管施設の技術上の基準は、次のとおりとする。

ア 積替保管施設及び選別施設の床面に亀裂や破損が生じた場合は、直ちに補修すること。

イ [略]

ウ 受け入れた産業廃棄物について、産業廃棄物管理票ごとに保管の状況を明確にし、遅滞なく、処分先等に運搬すること。ただし、当該積替保管施設において受け入れた産業廃棄物に混入し、当該産業廃棄物から拾集された物（有償で譲渡できるものに限る。）を除く。

エ 管理型産業廃棄物の保管及び選別は、屋根等が設けられている場所において行うこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(ア) 保管場所が第22条第1号オただし書に該当する場合

(イ) 選別場所が第22条第1号ウただし書に該当する場合

オ 液状等産業廃棄物の保管又は選別は、屋根等が設けられ、かつ、床面に防液堤、溜めます等が設けられた場所において行うこと。ただし、保管場所が第22条第1号カただし書に該当する場合は、この限りでない。

(2) 中間処理施設の技術上の基準は、次のとおりとする。
なお、中間処理施設において保管又は選別を行う場合にあっては、

この号に定めるもののほか、前号エの規定を準用する。

ア～ケ [略]

(3) 最終処分場の技術上の基準は、次のとおりとする。

ア・イ [略]

ウ 一般廃棄物の最終処分場及び管理型最終処分場の技術上の基準は、次のとおりとする。

(ア) 埋め立てる廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条第1項第3号ヲ本文に規定する場合に係るものを除く。）の性状に応じ、廃棄物が飛散し、流出し、及び悪臭が発散しないよう適切に中間覆土を行うこと。

(イ) [略]

エ [略]

(最終処分場の残余容量の報告)

第25条 最終処分場（廃棄物処理法第8条第1項又は第15条第1項の許可を受けたものに限る。）の維持管理を行う者は、毎年4月1日現在の残余容量を把握し、廃棄物最終処分場残余容量報告書（様式第18号）により6月30日までに所管広域振興局長等を経由して知事に報告しなければならない。

別表第2（第12条関係）

行政処分基準

違反行為等	該当条項	違反行為等の内容	点数
[略]			
2 循環型地域社会の形成に関する条例違反			
報告義務違反・虚偽報告	[略]		30
	第31条第1項	再生資源を利用した製品の製造、 <u>廃棄物等の処理又は廃棄物処理施設等の構造若しくは維持管理に関</u>	

ては、この号に定めるもののほか、前号エの規定を準用する。

ア～ケ [略]

(3) 最終処分場の技術上の基準は、次のとおりとする。

ア・イ [略]

ウ 一般廃棄物の最終処分場及び管理型最終処分場の技術上の基準は、次のとおりとする。

(ア) 埋め立てる廃棄物（政令第6条第1項第3号ヲ本文に規定する場合に係るものを除く。）の性状に応じ、廃棄物が飛散し、流出し、及び悪臭が発散しないよう適切に中間覆土を行うこと。

(イ) [略]

エ [略]

(最終処分場の残余容量の報告)

第25条 最終処分場（廃棄物処理法第8条第1項又は第15条第1項の許可を受けたものに限る。）の維持管理を行う者は、毎年4月1日現在の残余容量を把握し、廃棄物最終処分場残余容量報告書（様式第20号）により6月30日までに知事に報告しなければならない。

2 前項の規定により知事に提出する書類の提出部数は、正副2部とし、当該書類は、所管広域振興局長等を経由して提出しなければならない。

別表第2（第12条関係）

行政処分基準

違反行為等	該当条項	違反行為等の内容	点数
[略]			
2 循環型地域社会の形成に関する条例違反			
措置命令等違反	第20条第7項	<u>廃棄物等の保管等又は放置に關して出された措置命令に違反した場合</u>	80
	第20の3第1項	<u>廃棄物等の保管等又は放置がされている場所への廃棄物等の搬入停止命令に違反した場合</u>	
	第23条第3項	<u>不適正処理関与者に対する命令に違反した場合</u>	
報告義務違反・虚偽報告	[略]		30
	第31条第1項	再生資源を利用した製品の製造、 <u>廃棄物等の処理、廃棄物処理施設等の構造若しくは維持管理又は施</u>	

		して求められた報告をせず、又は虚偽の報告をした場合
[略]		
命令違反	第20条第5項	[略]
	第20条第7項	廃棄物等の保管等又は放置に関して出された措置命令に違反した場合
	第21条第6項	[略]
	第23条第3項	不適正処理関与者に対する命令に違反した場合
	第29条第2項	[略]
[略]		

		<u>設設置者における事故防止等措置若しくは周辺居住者等への説明の状況等</u> に関して求められた報告をせず、又は虚偽の報告をした場合	
[略]			
改善命令等違反	第20条第5項	[略]	
	第21条第6項	[略]	
	第29条第2項	[略]	
	[略]	[略]	
3 盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例違反			
措置命令等違反	第21条の2第7項	廃棄物等の保管等又は放置に関して出された措置命令に違反した場合	80
	第21条の4第1項	廃棄物等の保管等又は放置がされている場所への廃棄物等の搬入停止命令に違反した場合	
	第21条の7第3項	不適正処理関与者に対する命令に違反した場合	
報告義務違反・虚偽報告	第21条の2第2項	廃棄物等の保管等又は放置に関して求められた報告をせず、又は虚偽の報告をした場合	30
	第21条の2第6項	廃棄物等の保管等又は放置に関して出された調査命令の結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした場合	
	第30条の4	廃棄物等の処理、廃棄物処理施設等の構造若しくは維持管理又は施設設置者における事故防止等措置若しくは周辺居住者等への説明の状況等に関して求められた報告をせず、又は虚偽の報告をした場合	
立入検査	第21条の2	職員が行う立入検査又は収去を拒	

--	--	--

等拒否妨害忌避	第2項	み、妨げ、又は忌避した場合	
	第31条第1項		
改善命令等違反	第21条の2第5項	廃棄物等の保管等又は放置に関して出された調査命令に違反した場合	
	第21条の5第6項	建設資材廃棄物の適正処理に関して出された措置命令に違反した場合	
	第21条の13第2項	条例に定める廃棄物処理施設等の構造基準に関する改善命令に違反した場合	
	第21条の14第2項	条例に定める廃棄物処理施設等の維持管理に関する改善命令に違反した場合	
4 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例(平成14年岩手県条例第74号)違反			
立入検査等拒否妨害忌避	第6条第1項	職員の行う立入検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した場合	30

別表第3 (第16条関係)

別表第3 (第16条関係)

事前協議書に添付する書類及び図面

番号	項目	新規			変更			譲受け又は借受け		
		積替保管施設	中間処理施設	最終処分場	積替保管施設	中間処理施設	最終処分場	積替保管施設	中間処理施設	最終処分場
1	事業計画書(様式第8号(1))	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	排出事業者名簿(様式第8号(2))	○	○	○	※			○	○	○
3	処理委託先処理業者名簿(様式第8号(3))	○	○	○	※			○	○	○
4	廃棄物処理施設等設置等事前説明結果書(様式第9号)	○	●	○				○	●	○

事前協議書に添付する書類及び図面

番号	項目	新規			変更			譲受け又は借受け		
		積替保管施設	中間処理施設	最終処分場	積替保管施設	中間処理施設	最終処分場	積替保管施設	中間処理施設	最終処分場
1	事業計画書(様式第8号(1))	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	排出事業者名簿(様式第8号(2))	○	○	○	※	※	※	○	○	○
3	処理委託先処理業者名簿(様式第8号(3))	○	○	○	※	※	※	○	○	○
4	廃棄物処理施設等設置等事前説明結果書(様式第9号)	○	●	○	■	■	■	○	●	○

5	廃棄物処理施設等設置等 周辺生活環境調査結果書 (様式第10号(1))	○	●	○	■	○	●	○
6	生活環境の保全上留意す べき事項等 (様式第10号 (2))	○	●	○		○	●	○
7	廃棄物処理施設等変更設 備等対照表 (様式第11号)	-	-	-	○	○	○	-
8	積替え・積替えのための 保管施設計画書 (様式第 12号)	○	-	-	※			-
9	中間処理施設計画書 (様 式第13号)	-	○	-	※			-
10	最終処分場計画書 (様式 第14号)	-	-	○	※			-
11	位置図	○	○	○	○	○	○	○
12	見取図	○	○	○	○	○	○	○
13	構造図	○	○	○	※			-
14	土地の登記事項証明書	○	○	○	※			○
15	公図	○	○	○	※			○
16	施設設置事業場用地の現 況写真	○	○	○	○	○	○	○
17	求積図	○	○	○	※			-
18	賃貸借契約書の写し	○	○	○	※			○
19	施設設置事業場平面図	○	○	○	※			○
20	施設設置事業場縦横断図	○	○	○	※			-
21	処理工程図	○	○	○	※			-
22	現況平面図	-	-	○	-	-	-	-
23	配置平面図	-	-	○	-	-	-	-
24	埋立平面図	-	-	○	-	-	※	-
25	横断図	-	-	○	-	-	-	-
26	縦断図	-	-	○	-	-	-	-
27	地質調査報告書 (地質柱 状図、透水係数計算書を 含む。)	-	-	○	-	-	-	-
28	事業計画工程書	-	-	○	-	-	-	-
29	設計計算書・仕様書	○	○	○	※			-
30	管理体制系統図	○	○	○	※			○

5	廃棄物処理施設等設置等 周辺生活環境調査結果書 (様式第10号(1))	○	●	○	■	■	■	○	●	○
6	生活環境の保全上留意す べき事項等 (様式第10号 (2))	○	●	○	■	■	■	○	●	○
7	廃棄物処理施設等変更設 備等対照表 (様式第11号)	-	-	-	○	○	○	-	-	-
8	積替え・積替えのための 保管施設計画書 (様式第 12号)	○	-	-	※	二	二	-	-	-
9	中間処理施設計画書 (様 式第13号)	-	○	-	二	※	二	-	-	-
10	最終処分場計画書 (様式 第14号)	-	-	○	二	二	※	-	-	-
11	出入口への表示立札 (様 式第17号)	○	○	二	※	※	二	二	二	二
12	位置図	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13	見取図	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	構造図	○	○	○	※	※	※	-	-	-
15	土地の登記事項証明書	○	○	○	※	※	※	○	○	○
16	公図	○	○	○	※	※	※	○	○	○
17	施設設置事業場用地の現 況写真	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18	求積図	○	○	○	※	※	※	-	-	-
19	賃貸借契約書の写し	○	○	○	※	※	※	○	○	○
20	施設設置事業場平面図	○	○	○	※	※	※	○	○	○
21	施設設置事業場縦横断図	○	○	○	※	※	※	-	-	-
22	処理工程図	○	○	○	※	※	※	-	-	-
23	現況平面図	-	-	○	-	-	※	-	-	-
24	配置平面図	-	-	○	-	-	※	-	-	-
25	埋立平面図	-	-	○	-	-	※	-	-	-
26	横断図	-	-	○	-	-	※	-	-	-
27	縦断図	-	-	○	-	-	※	-	-	-
28	地質調査報告書 (地質柱 状図、透水係数計算書を 含む。)	-	-	○	-	-	※	-	-	-
29	事業計画工程書	-	-	○	-	-	※	-	-	-
30	設計計算書・仕様書	○	○	○	※	※	※	-	-	-
31	管理体制系統図	○	○	○	※	※	※	○	○	○

31	運転管理仕様書	○	○	○	※	○	○	○
32	保管計画図	○	○	-		-	-	-
33	保管面積・保管容量計算書	○	○	-		-	-	-
34	標準作業書	▲	▲	-		▲	▲	-

備考1 [略]

2～6 [略]

7 [略]

別表第4（第16条関係）

住民説明を要する変更の内容

1 <u>その他処理施設の処理能力に係る変更</u> であって、当該変更により当該処理能力が10パーセント以上変更されるに至るもの
2 <u>その他処理施設の位置</u> 又は処理方式
3 <u>その他処理施設の構造及び設備に係る変更</u> であって、次の(1)から(14)までに掲げる <u>その他処理施設の種類</u> に応じ、(1)から(14)までに掲げる設備に係るもの又は当該変更に伴う設計計算上達成することのできる排ガスの性状、 <u>放流水の水質</u> その他生活環境への負荷に関する数値の変化により生活環境への負荷を増大させることとなるもの
(1)～(12) [略]

32	運転管理仕様書	○	○	○	※	※	※	○	○	○
33	保管計画図	○	○	-	※	※	二	-	-	-
34	保管面積・保管容量計算書	○	○	-	※	※	二	-	-	-
35	実証試験結果及びその評価	◇	◇	◇	※	※	※	二	二	二
36	標準作業書	▲	▲	-	※	※	二	▲	▲	-

備考1 [略]

2～6 [略]

7 施設設置事業場縦横断面図については、土木工事（造成工事）がある場合に限り、添付すること。

8 ◇印の付された書類等については、これまで岩手県内において廃棄物の処理に用いられたことがない構造又は処理方法により廃棄物を処理する施設を設置しようとする場合に限り、添付すること。

9 [略]

別表第4（第16条関係）

住民説明を要する変更の内容

自動車リサイクル施設	1 <u>処理能力に係る変更</u> であって、当該変更により当該処理能力が10パーセント以上変更されるに至るもの
	2 主要な設備（破砕業の施設に係る保管設備を除く。）に係る変更又は設計計算上達成することのできる排ガスの性状、 <u>放流水の水質</u> その他生活環境への負荷に関する数値の変化により生活環境への負荷を増大させることとなる変更
その他処理施設	1 <u>処理能力に係る変更</u> であって、当該変更により当該処理能力が10パーセント以上変更されるに至るもの
	2 <u>位置</u> 又は処理方式
	3 <u>構造及び設備に係る変更</u> であって、次の(1)から(14)までに掲げる <u>施設の種類</u> に応じ、(1)から(14)までに掲げる設備に係るもの又は設計計算上達成することのできる排ガスの性状、 <u>放流水の水質</u> その他生活環境への負荷に関する数値の変化により生活環境への負荷を増大させることとなるもの
(1)～(12) [略]	

<p>(13) 動物のふん尿及び有機汚泥の堆肥化施設 発酵設備</p> <p>(14) (1)から(13)までに掲げる施設以外の処理施設 主要な設備</p>
<p>4 <u>その他処理施設による処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量</u> (排出の方法又は量の増大に係る変更の場合に限る。)又は処理方法 (排出の方法 (排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。)</p>
<p>5 <u>その他処理施設の維持管理に関する計画に係る事項</u></p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) (1)及び(2)のほか、<u>その他処理施設の維持管理に関する事項</u></p>

様式目次

様式第1号・様式第2号 [略]

様式第3号 [略]

様式第4号～様式第17号 [略]

様式第18号 [略]

様式第2号 [略]

<p>(13) 動物のふん尿又は有機汚泥の堆肥化施設 発酵設備</p> <p>(14) (1)から(13)までに掲げる施設以外の処理施設 主要な設備 <u>(中間処理施設に係る保管設備を除く。)</u></p>
<p>4 処理に伴い生ずる排ガス及び排水の量 (排出の方法又は量の増大に係る変更の場合に限る。)又は処理方法 (排出の方法 (排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。)</p>
<p>5 維持管理に関する計画に係る事項</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) (1)及び(2)のほか、維持管理に関する事項</p>

様式目次

様式第1号・様式第2号 [略]

様式第2号の2 岩手県再生資源利用認定製品認定更新申請書 (第4条の3第1項)

様式第3号 [略]

様式第3号の2 岩手県再生資源利用認定製品廃止届出書 (第5条第2項)

様式第4号～様式第17号 [略]

様式第18号 事故防止等措置 (変更) 報告書 (第23条第4項)

様式第19号 施設運営状況説明報告書 (第23条第10項)

様式第20号 [略]

様式第2号 [略]

様式第2号の2 (第4条の3関係)

年 月 日

岩手県知事 様

住 所

氏 名

㊟

(法人にあつては、主たる事務所
の所在地及び商号又は名称
並びに代表者の氏名)

電話番号

岩手県再生資源利用認定製品認定更新申請書

岩手県再生資源利用認定製品の認定を更新したいので、循環型地域社会の形成に関する条例第10条第4項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 品 目 名

2 製品名		
3 製品の価格 (消費税及び地方消費税の額を除く。)		
4 年間生産(販売)予定量		
5 製造する事業所	所在地	
	名称	
6 販売場所		
7 製品の寸法・重量等		
8 製品の原材料となる再生資源等の状況	再生資源の名称	
	発生場所	
	使用割合	
	その他参考事項	
9 製品の主な仕様		
10 関係法令又は品質及び安全性に関する基準並びに適合状況(許可番号等)		
11 JIS又はエコマーク取得の有無(取得している場合は、その番号)	有 JIS 番号 エコマーク 番号 無	
12 製品の特質(品質、安全性等)		
13 製造に当たっての環境保全上の配慮及び効果		
14 その他参考事項		

備考1 「1 品目名」欄には、製品の類型を記載してください。

2 「2 製品名」欄には、製品の名称を記載してください。

3 再生資源以外の原材料を使用する場合には、8の「その他参考事項」欄に当該原材料名を記載してください

4 「10 関係法令又は品質及び安全性に関する基準並びに適合状況(許可番号等)」欄には、当該製品の生産及び販売に必要な免許、許可等について定められた法令又は団体による基準等をすべて記載するとともに、許可番号等を記載するほか、適合していることを証する書類を添付してください。

様式第3号（第5条関係）

[略]

循環型地域社会の形成に関する条例施行規則第5条の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第12号（第16条関係）

[略]

(第二面)

[略]	囲い等	
	保管設備	

5 「13 製造に当たっての環境保全上の配慮及び効果」欄には、再生資源の利用過程又は製品の製造過程において、環境への負荷の低減に配慮している事項を記載してください。

6 次の書類等を添付してください。(前回の申請から変更がない場合は、添付を省略することができます。)

(1) 製品又は製品の見本

(2) 当該製品の説明書

(3) 製品製造フロー図

(4) 認定の基準に適合していることを証する書類

(5) 会社案内、パンフレット等

(A4)

様式第3号（第5条関係）

[略]

循環型地域社会の形成に関する条例施行規則第5条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

[略]

様式第3号の2（第5条関係）

年 月 日

岩手県知事 様

住 所

氏 名

㊟

(法人にあつては、主たる事務

所の所在地及び商号又は名称

並びに代表者の氏名

電話番号

岩手県再生資源利用認定製品廃止届出書

循環型地域社会の形成に関する条例施行規則第5条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

認定を受けた年月日及び番号	年 月 日 第 号
認定製品の名称	
廃止の理由	
製造廃止年月日	

(A4)

様式第12号（第16条関係）

[略]

(第二面)

[略]	囲い等	
	保管設備	

	地表水排水工	
	[略]	
[略]		

[略]

様式第17号 [略]

	選別施設	
	地表水排水工	
	[略]	
[略]		

[略]

様式第17号 [略]

様式第18号 (第23条関係)

年 月 日

岩手県知事 様

住 所

氏 名

㊦

(法人にあっては、主たる事務
所の所在地及び商号又は名称
並びに代表者の氏名)

電話番号

事故防止等措置 (変更) 報告書

廃棄物処理施設等の運営について、循環型地域社会の形成に関する条例第30条第3項の規定による事故防止等措置を講じ、報告書を (作成・変更) したので、関係書類を添えて報告します。

備考 作成 (変更) した事故防止等措置を記載した書類を添付してください。

(A4)

様式第19号 (第23条関係)

年 月 日

岩手県知事 様

住 所

氏 名

㊦

(法人にあっては、主たる事務
所の所在地及び商号又は名称
並びに代表者の氏名)

電話番号

施設運営状況説明報告書

年度における廃棄物処理施設等に係る施設運営の状況について、循環型地域社会の形成に関する条例第30条第5項の規定による説明を行ったので、関係書類を添えて報告します。

備考 説明に使用した資料1部及び別紙「施設運営状況説明結果報告書」を添付してください。

(A4)

別紙

施設運営状況説明結果報告書

対象者	対象者（団体）名	電話番号
	団体の代表者名	電話番号
	対象者住所	
	団体の代表者住所	
説明	対象者区分	
	説明日時	
	説明実施場所	
	説明者	
	説明方法	
	説明に対して提出された意見、要望等	
	意見、要望等に対する説明、対応等の内容	
	その他参考となる事項	

備考1 「対象者区分」の欄は、第16条第7項各号に掲げる者の区分に従って記載してください。

2 対象者区分を明記した施設運営状況説明対象者一覧表を別途作成し、添付してください。

(A4)

様式第18号（第25条関係）

[略]

様式第20号（第25条関係）

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の循環型地域社会の形成に関する条例施行規則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。